

I. 暮らしの安全・安心確保関連税制

1. 災害に強い都市・地域の形成

- 街区防災計画（仮称）に基づき
 - ・防災設備等を整備した場合の特別償却制度（設備等30%、建物等15%）及び当該設備等に係る固定資産税等の課税標準の軽減措置（5年間1/2）の創設

II. その他要望事項

- 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1500万円の特別控除の延長（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税）
- 特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の拡充（所得税、法人税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税）
- 民間都市開発推進機構の行う業務を収益事業の範囲から除外する特例措置の拡充（法人税、法人住民税、事業税、事業所税）